

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月23日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称及び所在地

(1) 名称

札幌駅前通地下広場

(2) 所在地

札幌市中央区大通西3丁目、大通西4丁目、北1条西3丁目、北1条西4丁目、北2条西3丁目、北2条西4丁目、北3条西3丁目及び北3条西4丁目

2 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 管理業務の範囲

(1) 施設の統括管理業務

(2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務

(3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(4) 施設の利用等に関する業務

(5) 上記(1)～(4)の業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。